

秋田市告示第320号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月30日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の名称および住所

株式会社丸大サクラキ薬局 代表取締役 今 寿
青森県青森市大字三内字玉作2番地72

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

(1) 概要

次の店舗が取扱いを終了

(2) 対象となる店舗

ハッピー・ドラッグ 秋田泉北店

4 指定ごみ袋取扱店を終了した日

令和6年10月30日